

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（絵画）に指定する。

令和6年3月22日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	員数	所在地	所有者
寺崎廣業筆瀟湘八景	8幅	横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県

秋田県教育委員会告示第7号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

令和6年3月22日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	員数	所在地	所有者
土崎神明社棟札類	31点	秋田市土崎港中央三丁目9番37号	神明社

秋田県教育委員会告示第8号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

令和6年3月22日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	員数	所在地	所有者
浄應寺方便法身尊形	1幅	大館市字大館5番地	浄應寺